

非常勤職員の災害補償に関する条例等の一部を改正する条例のあらまし

- 1 地方公務員法の改正により会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、給料が支給されることとなるフルタイム会計年度任用職員の補償基礎額についての規定を定めるほか、所要の改正を行います。
- 2 この条例は、公布の日及び令和2年4月1日から施行します。